会 則

施設等利用規定

料 金 表

宮城県黒川郡大郷町東成田字長松沢山6-1

合同会社えにしホースパーク

えにしホースパーク会則

第1章 総則

(会則制定の目的)

第1条 この会則は、合同会社えにしホースパーク(以下クラブという)が運 営管理する施設の安全かつ円滑な運営管理を図るため必要な事項を規定 することを目的とする。

(クラブ運営管理の目的)

第2条 クラブは、その会員に馬術の習得を通じて心身の鍛錬、動物愛護精神 の涵養を図る場の提供や馬とのふれあいによる豊かな人生を得るための 自由でスローな乗馬ライフを楽しむ場を提供する。

また、会員相互の親睦を密にすることにより、広く乗馬の普及を図ること、並びに豊かな自然を活用したグリーン・ツーリズムを展開し、都市と農村の交流を活性化することを目的とする。

(事 業)

- 第3条 クラブは、前条の目的達成のため次の事業を行う。
 - (1) 馬術の指導
 - (2) 乗馬の飼育、調教、訓練
 - (3) 馬術競技会、馬術講習会、乗馬教室、野外騎乗ツアーの開催
 - (4) 養老馬の受け入れ
 - (5) 会員親睦会の開催
 - (6) 豊かな自然を活用したグリーン・ツーリズムの展開
 - (7) その他目的達成に必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第4条

- (1) 個人会員 クラブの目的に賛同し、入会を認められた者。
- (2) 法人会員 記名式と無記名式がある。クラブの目的に賛同し、 入会を認められた法人。
- (3) 名誉会員

(会員の資格)

- 第5条 クラブの目的に賛同し、会員として入会を希望する者は、所定の様式 による入会申込書をクラブ運営責任者に提出し、その承認を得た上、別 途定める入会金を納入することにより、会員としての資格を得るものと する。
 - 2. 会員の資格は譲渡できない。
 - 3. 次の各号に該当する場合、会員はその資格を失うものとする。 但し、この場合、既納の入会金、既経過の会費は返却されない。
 - (1)退会を希望し、退会希望日の1ヶ月前までに所定の様式による退会届を運営責任者に提出し、受理されたとき
 - (2)会員が死亡したとき
 - (3)会員が連続して3ヵ月以上会費を納入しないとき
 - (4)会員に本会則およびこれに関して定められた諸規定に著しく違背する行為のあったとき
 - (5) 飲酒運転など反社会的な行為により、会員がクラブの名誉を傷つけたとき

(会員の権利と義務)

- 第6条 会員は、別途定める規程に従い、クラブの施設を利用し、その保有 する乗馬(以下「クラブ所有の馬」という。) に騎乗することができる
 - 2. 会員は、別途定める規程に従い、その所有する乗馬(以下「自馬」という)の飼育管理をクラブに委託し、その施設を利用して騎乗することができる。
 - 3. 会員は、別途定める会費、騎乗料金等の納入を遅滞なく行うとともに、クラブの目的達成のためその運営に積極的に協力するものとする。
 - 4. 会員は、クラブに届け出た住所、勤務先その他の事項に変更を生じた場合は、その旨を速やかに文書をもって代表者に届け出なければならない。
 - 5. 競技会等イベントを除き、会員がクラブの施設外でクラブの所有する馬に騎乗する場合には、スタッフの帯同のもとに行うこととする。

第3章 その他

(事故責任)

第7条 騎乗中その他、クラブ施設内外における会員、外来者の人的、物的事 故についてクラブは、一切その責任は負わない。

(定休日)

第8条 クラブの定休日は、月曜日午後とする。ただし、定休日が祝日にあたる場合は、原則として翌日午後に振り替える。

(入会金返戻の特例)

第9条 クラブが自己の都合により、現在の所在地におけるその営業を中止してクラブを閉鎖し、あるいは所在地を他に移転して営業する場合これを事由として退会を希望する会員に対し、クラブは第5条第3項の規定にかかわらず、特例として入会後3年未満の会員に対しその経過年数に応じ、入会金の一部を返戻するものとする。

但し、経過年数の計算は実際の退会日の如何にかかわらず、当該会員 の入会の日よりクラブの営業中止の日までとするものとする。

(規定に定めない事項等)

第10条 本会則を含めクラブがその運営管理のため制定した各規定に定めない事項の取扱、または規定の解釈について重大な疑義を生じた場合は、代表者が誠意をもって決定する。

(規定の制定及び改廃)

第11条 本会則を含むクラブの運営管理に必要な各種規定の制定及び改 廃は、代表者がこれを決定し、クラブハウス及びクラブのウェブサイト に掲示することをもって会員に通知するものとする。

以上

- 付 則 本会則は平成18年4月1日から施行する。
- 付 則 本会則は平成19年9月1日から施行する。
- 付 則 本会則は平成20年2月1日から施行する。
- 付 則 本会則は平成26年4月1日から施行する。
- 付 則 本会則は平成27年11月4日から施行する。
- 付 則 本会則は平成31年4月1日から施行する。
- 付 則 本会則は令和元年10月1日から施行する。

えにしホースパーク施設等利用規程

(総則)

- 第1条 本規程は、会則第6条に定める会員の権利としてのクラブ施設等の利用、およびその他の各条に定める諸料金につき、その詳細を定めるものである。
 - 2 会員以外の者のクラブ施設等の利用および諸料金に関する各種料金の規程は、別に定める。

(料金の納入)

第2条 会員は、料金表(本規程別表)に定める諸料金を納入することにより、 クラブの施設を利用し、クラブ所有の馬に騎乗すること、または会員の 自馬にそれを所有する本人が騎乗すること(以下「施設等の利用」とい う。)ができる。

また、会員は、同表に定める諸料金を納入することにより、その自馬の繋留管理をクラブに委託し、その施設を利用して騎乗することができる。

(注意義務)

- 第3条 会員は、施設等の利用にあたり、これらをみだりに損傷しないよう、また、他の会員の迷惑とならないよう注意しなければならない。
 - 2 会員は、いかなるときにも馬の虐待行為を行ってはならない。「虐待行為」とは、馬に対して痛みや不必要な不快感を起こさせたり、起こすと思われる行為、あるいは不作為をいう。
 - 3 故意、または重大な不注意により施設、またはクラブ所有の馬を損傷した場合、当該会員はクラブに対し損害賠償の義務を負うものとする。

(利用時間)

第4条 会員による施設等の利用は、原則として別に定めるクラブの営業時間内に限るものとする。

(私物の持込)

- 第5条 会員は、ロッカー、鞍置場等クラブが指定した場所以外のクラブ施設 内に私物を持込んではならない。
 - 2 会員が退会する場合は、前項の指定場所に保管中の私物を、自己の責任において、速やかに持ち帰らなければならない。

- 3 前項の規程にかかわらず放置された私物について、クラブは保管の 義務を負わない。
- 第6条 会員は、騎乗にあたり、人馬の事故防止に十分注意を払い、ヘルメット、チンハーネスその他クラブの定める安全防具を着用する他、指導員 の指示により定められた場所において騎乗しなければならない。
 - 2 前項の規程に反して騎乗した会員、または酒気帯び等危険と判断される状態にある会員に対して、クラブはその騎乗の中止を命じることができる。この場合、当該会員は、直ちにその指示に従わなければならない。

(装鞍・手入)

第7条 騎乗の前後における装鞍、手入れは、クラブ所有の馬、自馬ともに当 該馬匹に騎乗する会員が責任をもって行うものとする。

(騎乗時間)

第8条 会員によるクラブ所有の馬の騎乗は、45分を一鞍とし、その開始、 終了時間はクラブが定める。

(騎乗申込)

第9条 クラブ所有の馬の騎乗を希望する会員は、希望騎乗日時をクラブに予約し、騎乗当日に料金表に定めるクラブ所有の馬の騎乗料を納入の上、開始予定時間の30分前までに受付を行うものとする。

(自馬の預託)

- 第10条 会員は、別途定める契約条件により、自馬の繋留管理をクラブに委託し、その施設を利用して騎乗することができる。
 - 2 自馬を預託する会員は、その入厩に先立ち料金表に定める入厩料を納入し、また、毎月の預託料を料金表の規程に従って納入しなければならない。
 - 3 クラブは、クラブが所有する馬と同一の注意義務をもって自馬を管理するものとする。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は、会則第11条に定めるところによる。

以上

付 則 本規定は平成18年4月1日から施行する。

- 付 則 本規定は平成19年9月1日から施行する。
- 付 則 本規定は令和元年10月1日から施行する。

えにしホースパーク料金表

会則第5条第1項に定める入会金、その他会員の施設利用、ならびにクラブ所有の馬の騎乗等に関する各種料金は別表のとおりとする。

(入会金返戻の特例)

- 1 会則第9条に定める入会金返戻の特例は次の基準によるものとする。
 - (1) 入会後、営業中止までの経過年数2年以上、3年未満の会員に対し、既納の入会金の金額の10パーセントを返戻する。
 - (2) 入会後、営業中止までの経過年数1年以上、2年未満の会員に対し、既納の入会金の金額の30パーセントを返戻する。
 - (3) 入会後、営業中止までの経過年数1年未満の会員に対し、既納の入会金の金額の50パーセントを返戻する。

(会費)

2 会費は、現金、または銀行振込によるものとし、原則としてその前月の末日までにクラブへ入金するものとする。但し、銀行引落方法による支払いを会員が選択した場合には、当該月の20日に銀行引落するものとする(20日が銀行の休業日である場合には、次の銀行営業日とする)。会費は次に掲げる会員種別により、別表の通り定めることとする。

(会員種別)

一般会員:個人会員のうち、平日、休日ともに騎乗を希望する者。

平日会員:個人会員のうち、平日のみの騎乗を希望する者。

ジュニア会員:個人会員のうち、高校生までの者(満年齢18歳以下)。

自馬会員:クラブと預託馬契約を取り交わしている個人会員。

半自馬会員:クラブと半自馬利用契約を取り交わしている個人会員。

(騎乗予約)

3 会員は予約により、騎乗するものとする。前日の午後5時以降にキャンセルする場合は、所定のキャンセル料を納入するものとする。

(私物保管場所使用料)

4 会員の私物を保管する場所の提供を希望する場合は、使用申込書を提出し、使用料を納入しなければならない。

ただし、私物の盗難等の事故についてクラブは、その責を負わない。

(競技会参加費)

- 5 会員が競技会に参加する場合は、各競技会ごとに定められるエントリー料、 障害等保険料及び登録料を参加申し込み時に納入し、馬匹輸送費その他の 諸経費を精算払により納入するものとする。
 - (2) 会員がクラブ所有の馬により競技会に参加する場合は、所定の借馬料を納入しなければならない。

(自馬預託料)

- 6 自馬預託料は、現金または銀行振込によるものとし、原則としてその前月 の末日までにクラブへ入金するものとする。銀行引落方法による支払いを 会員が選択した場合には、本表2に定める会費の支払いに準じる。 ただし、入厩時における預託料はこの限りではない。
 - (2)入厩時および退厩時における当該月の預託料金額の計算は、原則として日割り計算によるものとする。
 - (3) 自馬の医療費その他契約により預託料に含まれない費用については、クラブから請求があり次第、支払わなければならない。

(自馬入厩料)

- 7 会員が自馬をクラブに預託する場合は、その入厩に先立ち自馬入厩料を納 入しなければならない。
 - (2) 自馬入厩料は、自馬入厩の都度納入するもので、これを権利として他に譲渡、あるいは貸与することはできない。

ただし、自馬の売却、または死亡による退厩後、同一会員が、原則として3か月以内に代替の自馬を入厩させた場合に限り、前項の規定にかかわらず自馬入厩料の納入は免除されるものとする。

(料金改定)

8 本表記載の料金の改定は、会則第11条に定めるところによる。

以上

- 付 則 本料金表は、平成18年4月1日から施行する。
- 付 則 本料金表は、平成19年9月1日から施行する。
- 付 則 本料金表は、平成20年2月1日から施行する。
- 付 則 本料金表は、平成20年10月1日から施行する。
- 付 則 本料金表は、平成26年4月1日から施行する。

- 付 則 本料金表は、平成28年4月1日から施行する。
- 付 則 本料金表は、平成31年4月1日から施行する。
- 付 則 本料金表は、令和元年10月1日から施行する。
- 付 則 本料金表は、令和4年8月1日から施行する。

個人会員料金表

■入会金

会員種別を問わず	33,000 円	入会時のみ発生
----------	----------	---------

■月会費

会員種別	金額	備考		
一般会員	13,200	円/月	平日、休日ともに騎乗可能	
平日会員	8,800	円/月	平日のみ騎乗可能	
ジュニア会員	6 600	m / B	平日、休日ともに騎乗可能	
(高校生まで)	0,000	п/ н	十口、休口ともに嗣来り能	
自馬会員	6,600	円/月	平日、休日ともに騎乗可能	
半自馬会員	6,600	円/月	平日、休日ともに騎乗可能	

- ※ 月会費は毎月発生します。
- ※ 休会中の月会費は、2,200 円です。会員様に連続して3カ月以上騎乗しない予定があり、かつ、当該月の15日までに書面によるお申し出をいただいた場合に、当該月の翌月から休会を適用します。休会費は3カ月ごとに口座引落させていただきます。
- ※ 休日とは土、日、祝日とし、平日はそれ以外の日を指します。
- ※ 自馬預託契約により、一般会員、平日会員、ジュニア会員は、自馬会員に移行します。
- ※ 半自馬利用契約により、一般会員、平日会員、ジュニア会員は、半自馬会員に移行します。

■騎乗料

調教レベル	金額	
練習馬	1,900	円/鞍
競技馬 C	2,400	円/鞍
競技馬 B	2,900	円/鞍
競技馬 A1	3,400	円/鞍
競技馬 A2	3,900	円/鞍
競技馬 A3	4,400	円/鞍
競技馬 A4	4,900	円/鞍
競技馬 A5	5,400	円/鞍

- ※ クラブ所有の馬に乗る場合に、上記の騎乗料が発生します。
- ※ 練習馬、競技馬のクラス分けは、クラブが随時決定します。

- ※ 半自馬契約馬への騎乗については別に定めます。
- ※ 前日の午後5時以降にキャンセルする場合は、キャンセル料として1,000円を頂戴します。

■レッスンメニュー

	1		
メニュー	金額		備考
流鏑馬レッスン	1,700	円/鞍	
外乗 45 分	5,500	円/鞍	
外乗 90 分	11,000	円/鞍	
テクニカルレッスン	600	円/鞍	自馬会員・半自馬会員は無料
障害レッスン	1,200	円/鞍	
時間外レッスン	600	円/鞍	

[※] 会員騎乗料とは別に発生します。

■私物保管場所使用料

メニュー	金額	
鞍置き料	880	円/月
ロッカー使用料	1,100	円/月

■自馬預託

項目	金額	
入厩料	110,000	円/頭
預託料	66,000	円~/頭/月
装蹄、医療費 等	相当額	(内容により異なります)
騎乗調教料	2,200	円/回(45 分程度)
運動料	1,100	円/回(30分程度)

[※] その他細目は契約書に定めます。

■半自馬利用

項目	金額	
半自馬利用料	38,500	円~/頭·月
装蹄、医療費 等	相当額	の半額

- % クラブ敷地内で、1 日あたり 2 鞍まで契約半自馬に騎乗できます。その際、騎乗料は発生しません。
- ※ 1頭に対しての半自馬利用者は2名を上限とします。
- ※ その他細目は契約書に定めます。

■競技会借馬料

調教レベル	金額	
練習馬	5,100	円/頭/1競技
競技馬 C	8,200	円/頭/1競技
競技馬 B	9,200	円/頭/1競技
競技馬 A1	10,200	円/頭/1競技
競技馬 A2	15,300	円/頭/1競技
競技馬 A3	20,400	円/頭/1競技
競技馬 A4	25,500	円/頭/1競技
競技馬 A5	30,600	円/頭/1競技

[※] 競技会でクラブ所有の馬に騎乗する際に発生します。

令和元年4月1日以降適用 (消費税込み)

法人会員料金表

■法人会員料金

入会金	165,000	円
月会費	33,000	円/月

- ※ 法人会員資格で騎乗される個人は一般会員と同等に騎乗できます。
- ※ 保険加入のため、法人会員資格で初めて騎乗される方は5日前までにご予約をお願いします。
- ※ 法人会員資格で登録できる個人は5名までとします。
- ※ 法人会員は複数口の入会が可能です。
- ※ 法人会員の入会時に全部事項証明のご提出をお願いします。